

平成23年度概算要求の 概要について

平成23年度概算要求内容

(単位:千円)

事 項	平成22年度 予 算 額 (A)	平成23年度 概 算 要 求 額 (C)	差 引 増 △ 減 額 (C-A)	備考
生活衛生営業対策費	901,408	811,267	△ 90,141	
廃止 ア.(目)生活衛生振興助成費等補助金	409,346	0	△ 409,346	
人件費	66,029	0	△ 66,029	
事業費	343,317	0	△ 343,317	
指導事業費	10,766	0	△ 10,766	
消費者対応事業費	2,688	0	△ 2,688	
指導者等研修費	9,076	0	△ 9,076	
活性化促進事業費	16,422	0	△ 16,422	
生活衛生営業情報ネットワーク事業費	14,074	0	△ 14,074	
生活衛生営業健康推進等事業費	2,348	0	△ 2,348	
生活衛生関係営業成長力底上げ戦略推進事業	61,604	0	△ 61,604	
後継者育成支援事業	46,154	0	△ 46,154	
経営改善推進事業	15,450	0	△ 15,450	
省エネルギー実施促進事業	3,098	0	△ 3,098	
食品循環資源再利用推進事業費	6,403	0	△ 6,403	
生活衛生振興助成費	233,260	0	△ 233,260	
生活衛生関係営業振興指導事業費	14,797	0	△ 14,797	
生活衛生関係営業振興事業調査・研究費	14,464	0	△ 14,464	
全国生活衛生同業組合連合会等振興助成費	150,000	0	△ 150,000	
都道府県生活衛生同業組合振興助成費	53,999	0	△ 53,999	
廃止 イ.(目)生活衛生営業指導費補助金	492,062	0	△ 492,062	
人件費	342,571	0	△ 342,571	
事業費	149,491	0	△ 149,491	
相談指導事業費	98,818	0	△ 98,818	
分野調整等協議会等事業費	3,133	0	△ 3,133	
情報化整備事業費	13,207	0	△ 13,207	
活性化促進事業費	34,333	0	△ 34,333	
まちおこし推進事業費	4,002	0	△ 4,002	
生活衛生営業健康推進等事業費	13,081	0	△ 13,081	
健康入浴推進事業費	2,209	0	△ 2,209	
生衛業地域支援事業費	7,988	0	△ 7,988	
災害時支援体制整備等推進事業費	2,884	0	△ 2,884	
新型インフルエンザ等感染症対策等事業費	8,155	0	△ 8,155	
苦情処理体制整備事業費	9,095	0	△ 9,095	
新規 ウ.(目)生活衛生関係営業対策事業費補助金(仮称)	0	811,267	811,267	
(目細)生活衛生営業衛生確保・振興補助金(仮称)	0	291,890	291,890	
人件費	0	66,132	66,132	
事業費	0	225,758	225,758	
指導・研修事業費	0	19,830	19,830	
消費者対応事業費	0	1,825	1,825	
情報ネットワーク事業費	0	14,074	14,074	
経営安定化事業費	0	174,491	174,491	
健康・環境対策事業費	0	797	797	
衛生水準確保・振興調査研究費	0	14,377	14,377	
効果検証等調査費	0	364	364	
(目細)生活衛生営業衛生確保・振興指導補助金(仮称)	0	519,377	519,377	
人件費	0	320,636	320,636	
事業費	0	198,741	198,741	
相談指導事業費	0	98,818	98,818	
分野調整等協議会等事業費	0	1,633	1,633	
情報化整備事業費	0	10,987	10,987	
後継者育成支援事業費	0	46,154	46,154	
健康・福祉対策推進事業費	0	23,500	23,500	
消費者コールセンター事業費	0	9,095	9,095	
効果検証等調査費	0	8,554	8,554	

生活衛生営業対策費	811,267千円(0千円)
生活衛生営業指導センター人件費	386,768千円(0千円)
全国生活衛生営業指導センター分	66,132千円(0千円)
都道府県生活衛生営業指導センター分	320,636千円(0千円)

1. 要求要旨

公衆衛生の見地から、国民の日常生活に極めて深い関係にある生活衛生営業(生衛業)について、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(以下「生衛法」という。)に基づき、衛生施設の改善向上及び経営の健全化等を通じて衛生水準の維持向上を図り、併せて消費者の利益の擁護に資するため、全国的な指導体制における指導者を確保するために必要な経費である。

2. 緊急性

専門知識を有する指導員による適切な経営指導を実施することにより、常に、生衛業の経営の健全化等を通じて衛生水準の維持向上及び消費者の利益の擁護を図る必要がある。

3. 事業内容

- (1) 都道府県生活衛生営業指導センター及び生活衛生同業組合連合会の健全な発達及び生衛業全体の健全な発達を図るため、全国生活衛生営業指導センターに中央指導員・研究員8名と補助員2名を配置し、指導、連絡調整、調査研究等を実施する。
- (2) 都道府県の区域内の生活衛生関係営業の経営の健全化を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、あわせて消費者の利益の擁護を図るため、各都道府県生活衛生営業指導センターに経営指導員3名と補助員1名を配置し、経営相談、指導等を実施する。

4. 経費の性質

(1) 全国生活衛生営業指導センター

(日) 生活衛生関係営業対策事業費補助金(仮称)

(日細) 生活衛生営業衛生確保・振興補助金(仮称) 66,132千円(0千円)

(補助先) 財団法人全国生活衛生営業指導センター

(補助率) 定額

(補助根拠) 生衛法第63条第2項

(2) 都道府県生活衛生営業指導センター

(日) 生活衛生関係営業対策事業費補助金(仮称)

(日細) 生活衛生営業衛生確保・振興指導補助金(仮称)

320,636千円(0千円)

(補助先) 都道府県(財団法人都道府県生活衛生営業指導センター)

(補助率) 1/2

(補助根拠) 生衛法第63条第1項

5. 事業開始年度 平成23年度

6. 効果

- (1) 生衛業の経営の安定化及び健全化並びに衛生水準の維持向上
- (2) 消費者及び指導者の利益の擁護
- (3) 相談指導体制の充実・強化

全国生活衛生営業指導センター等事業費 225,758千円(0千円)

指導・研修事業費 19,830千円(0千円)

1. 要求要旨

都道府県生活衛生営業指導センター及び全国生活衛生同業組合連合会の健全な発展を図るため、巡回個別指導及びブロック会議等を通じた指導等を行うとともに、経営指導員等を対象に研修会を行うことにより、生活衛生関係営業（生衛業）の衛生水準の向上、経営の近代化等を推進するための経営指導体制の強化を図るために必要な経費である。

2. 緊急性

指導員等による経営及び衛生等に関する指導を実施することによって、常に生衛業の経営の健全化を通じて衛生水準の維持向上及び消費者の利益の擁護を図る必要がある。

また、社会経済状況の変化等に応じた経営の展開及び衛生水準の維持向上を図るため、指導者の資質の向上を図る必要がある。

3. 事業内容

(1) 都道府県生活衛生営業指導センター及び全国生活衛生同業組合連合会に対し指導を行うとともに、広報誌を発行し経営指導員等が行う指導事業の充実等を図る。さらに、現下の厳しい情勢のもと経営悪化等に伴う支援を強化する必要があることから、経営の多角化・事業転換といった再生支援や新たに事業を始めようとする者や始めて間もない者に対する新規開業の支援等に関する相談指導なども含め総合的な相談指導体制の構築を目指す。

(2) 経営指導員等に対する研修の実施

- ① 経営指導員や経営特別相談員に対し生衛業を取り巻く現状や経営指導等に必要な知識の習得を目的とした研修を実施する。
- ② 生活衛生同業組合等の役職員に対し組合の運営及び組合員に対する指導に必要な知識の習得を目的とした研修を実施する。
- ③ 経営指導員に対し、経営悪化等に伴う再生支援や新規開業に向けた相談指導に必要な知識の習得を目的とした特別研修を実施する。

4. 経費の性質

(目) 生活衛生関係営業対策事業費補助金（仮称）

(目細) 生活衛生営業衛生確保・振興補助金（仮称） 19,830千円(0千円)

(補助先) 財団法人全国生活衛生営業指導センター

(補助率) 定額

(補助根拠) 生衛法第63条第2項

5. 事業開始年度 平成23年度

6. 効果

- (1) 生衛業の経営の安定化及び健全化
- (2) 生衛業の衛生水準の維持向上
- (3) 消費者利益の擁護
- (4) 経営指導員等による相談指導の充実強化
- (5) 社会経済状況の変化等に応じた指導者の資質の確保

消費者対応事業費

1,825千円(0千円)

1. 要求要旨

都道府県指導センターにおいて消費者等からの苦情相談に対して適切に対応ができるようにするため、全国指導センターによる支援体制を整備する。

2. 緊急性

消費者及び利用者の利益の擁護を図る体制を早急に整備する必要がある。

3. 事業内容

都道府県指導センターで対応困難な事例に対し、専門家の意見を踏まえ助言を行うとともに、対応状況を全国指導センターに集積し、事例集を作成し、都道府県指導センターに提供する。

4. 経費の性質

(目) 生活衛生関係営業対策事業費補助金(仮称)

(目細) 生活衛生営業衛生確保・振興補助金(仮称) 1,825千円(0千円)

(補助先) 財団法人全国生活衛生営業指導センター

(補助率) 定額

(補助根拠) 生衛法第63条第2項

5. 事業開始年度 平成23年度

6. 効果

- (1) 消費者及び利用者の利益の擁護
- (2) 苦情及び意見等に対する適切な対応
- (3) 固定客の確保や新たな需要の喚起

情報ネットワーク事業費 14,074千円(0千円)

1. システム維持管理費 4,473千円(0千円)

1. 要求要旨

生活衛生関係営業者に対する正確なデータに基づく経営相談・指導並びに消費者・利用者に対する情報提供を行うための「生衛業情報ネットワークシステム」の維持管理等に必要な経費である。

2. 緊急性

社会経済状況の激しい変化の中で、情報の迅速な把握、分析等が経営の成否を決定するケースが増大しつつあることから、情報収集・提供システムの充実強化が必要となる。

3. 事業内容

ネットワークシステムを効果的に運用するための融資関係、統計資料、相談事例等の各種情報を蓄積するとともに、システムを維持管理するために必要な保守・管理を行う。

4. 経費の性質

(目) 生活衛生関係営業対策事業費補助金(仮称)

(目細) 生活衛生営業衛生確保・振興補助金(仮称) 4,473千円(0千円)

(補助先) 財団法人全国生活衛生営業指導センター

(補助率) 定額

(補助根拠) 生衛法第6.3条第2項

5. 事業開始年度 平成23年度

6. 効果

(1) 経営相談指導等の充実強化

(2) 生衛業者又は消費者・利用者等に対する正確かつ迅速な情報の提供

2. 健康増進事業等情報提供事業

9,601千円(0千円)

1. 要求要旨

健康入浴推進事業を行っている公衆浴場やヘルシーメニューの提供や食育活動に取り組む飲食店、身体障害者補助犬を受け入れるために特別の配慮をしている生衛業者等、一般国民に身近な場所で健康増進事業等に取り組んでいる生活衛生関係営業者の情報のほか、標準営業約款登録に関する情報等、利用者や消費者にとっても有益な情報をインターネットで一般国民に紹介しその利用促進に努め、取組営業者の拡大を図るとともに、全国の生活衛生関係営業者の情報を一元的に管理し、取組事業別、地域別等の営業者情報検索等を可能とするシステムを整備する。これにより生活衛生関係営業における健康増進事業をより一層推進するとともに、利用者や消費者へのサービス等の向上も図りつつ、生活衛生関係営業の振興を図る。

2. 緊急性

国民が身近な場所で健康増進事業等に取り組んでいる生活衛生関係営業者を利用できるようにするための情報提供体制を整備することによって、生衛業の振興及び活力ある発展を図り、衛生水準の向上、サービスの拡大に資するとともに、国民の健康増進に資するために必要である。

3. 事業内容

ア 情報掲載検討委員会を設置し、システムに掲載する情報の取捨選択を行う。

イ 委員会で採択した情報の入力を行い、定期的に掲載情報を更新する。

ウ 当該システムの登録申請に係る広報活動及び一般国民の利用促進に資する効果的な広報を実施する。

4. 経費の性質

(目) 生活衛生関係営業対策事業費補助金(仮称)

(目細) 生活衛生営業衛生確保・振興補助金(仮称) 9,601千円(0千円)

(補助先) 財団法人全国生活衛生営業指導センター

(補助率) 定額

(補助根拠) 生衛法第63条第2項

5. 事業開始年度 平成23年度

6. 効果

(1) 生活衛生関係営業の振興及び発展

(2) 衛生水準の向上及びサービスの拡大

(3) 健康に関する情報等の提供による国民の健康増進及び福祉の増進

1. 要求要旨

生活衛生関係営業（生衛業）は、国民の日常生活に密着した営業として、良質で衛生的なサービスを提供することが期待されている。このため、少子高齢社会の進展、情報技術の革新、近年の生活衛生関係営業を取り巻く状況の変化に的確に対応し、経営の改善向上、衛生水準の向上、サービスの拡大等を図るために実施される生衛業者の組織である生活衛生同業組合連合会及び組合の自主的活動の促進を通じ、生衛業の振興及び活力ある発展を図るために必要な経費である。

2. 緊急性

我が国経済の安定、国民生活の向上、地域の活性化を図る観点から、生活衛生関係営業の振興を早急に図る必要がある。

3. 事業内容

- (1) 全国生活衛生営業指導センターにおいて、連合会、組合が実施する事業の審査選定、評価等のための委員会の設置・運営及び各営業者の自立的な経営改善の取組みを支援するための事例集作成等の事業を実施する。
- (2) 連合会及び組合において、①消費者サービスの向上、②地域の福祉の増進、③人材育成、④衛生水準の向上、⑤経営革新等のための事業など振興に資する事業を実施する。

4. 経費の性質

(目) 生活衛生関係営業対策事業費補助金（仮称）

(目細) 生活衛生営業衛生確保・振興補助金（仮称） 174,491千円（ 0千円）

(補助先) 財団法人全国生活衛生営業指導センター、全国生活衛生同業組合連合会、都道府県生活衛生同業組合

(補助率) 定額

(補助根拠) 生衛法第63条第2項、生衛法第63条の2

5. 事業開始年度 平成23年度

6. 効果

全国250万施設の生活衛生関係営業の振興が図られることにより、
ア. 我が国経済の活性化及び雇用の安定
イ. 生活衛生関係営業の衛生水準の向上
ウ. サービスの充実・拡大等による国民生活の向上
が期待できる。

1. 要求要旨

- (1) 近年の新型インフルエンザ、レジオネラ症等感染症の発生に対応できる体制を整え衛生水準の維持向上を図る。
- (2) 地球温暖化問題は経済社会活動、国民生活全般に深く関わることから、国、地方公共団体、事業者、国民といったすべての主体が参加・連携して取り組むことが重要であるが、生衛業においては、取り組みが遅れているところである。
そのような状況のなか、民主党マニフェストにおいて温室効果ガスの排出量を2020年までに1990年比で25%削減することが目標とされているところであることから、生衛業においても省エネルギーの推進を図る。
- (3) 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律」が平成19年12月から施行され、それに併せて、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」についても見直しが行われ、外食産業は再生利用等実施率目標として、平成24年度までに40%を達成するよう設定されたことから、平成22年度において食品リサイクル推進のための指針の策定を行うこととしていることから、平成23年度以降、その指針に基づき食品リサイクルの推進を図るものである。

2. 緊急性

- (1) 生衛業の衛生水準を確保するため、近年新たに発生する感染症に対する体制整備を早急に図る必要がある。
- (2) 京都議定書の目標を確実に達成するため、省エネルギーの更なる推進に向け国を挙げての取組が求められている状況にあることから、生活衛生関係営業においても、早急な対応を図る必要がある。
- (3) 食品関連事業者（特に食品小売業、外食産業）の取組が進んでいない状況にあることから、再生利用等実施率目標の達成のため、早急な対応を図る必要がある。

3. 事業内容

- (1) 新型インフルエンザ等の感染症等への速やかな対応・伝達体制の確立
- (2) 省エネルギー及び食品リサイクル推進のための方策の検討

4. 経費の性質

(目) 生活衛生関係営業対策事業費補助金（仮称）

(目細) 生活衛生営業衛生確保・振興補助金（仮称） 797千円（ 0千円）

(補助先) 財団法人全国生活衛生営業指導センター

(補助率) 定額

(補助根拠) 生衛法第63条第2項

5. 事業開始年度 平成23年度

6. 効果

- (1) 衛生水準の維持向上
- (2) 生活衛生関係営業における温室効果ガス及び食品廃棄物の発生の抑制
- (3) 食品循環資源の再生利用、食品廃棄物の減量化
- (4) 省エネルギーによる経費の削減及び食品廃棄物の処理費用の削減による経営の安定化

1. 要求要旨

生活衛生関係営業（生衛業）は、国民の日常生活に密着した営業として、良質で衛生的なサービスを提供することが期待されている。このため、各生衛業者が、少子高齢社会の進展、情報技術の革新、近年の生活衛生関係営業を取り巻く状況の変化に的確に対応し、経営の改善向上、衛生水準の向上、サービスの拡大等を図るための方策を策定するために必要な経費である。

2. 緊急性

我が国経済の安定、国民生活の向上、地域の活性化を図る観点から、生活衛生関係営業の振興を早急に図る必要がある。

3. 事業内容

生活衛生関係営業の振興のための共同購買及び消費者動向等生衛業の振興を図るための方策についての調査研究事業を実施する。

4. 経費の性質

（目）生活衛生関係営業対策事業費補助金（仮称）

（目細）生活衛生営業衛生確保・振興補助金（仮称）14,377千円（0千円）

（補助先）財団法人全国生活衛生営業指導センター

（補助率）定額

（補助根拠）生衛法第63条第2項

5. 事業開始年度 平成23年度

6. 効果

生衛業の振興方策を調査研究することにより、連合会による効果的な振興のための事業の実施につながる。

効果検証等調査費（仮称）

364千円（ 0千円）

1. 要求要旨

平成22年5月に実施された行政刷新会議WGによる事業仕分けにおいて、十分な効果測定を行うべきとの評価結果を踏まえ、22年度中に策定する個々の事業ごとに目的の達成度合いを測定するための評価指標により事業評価を実施し、より効果的な事業の実施を図る。

2. 緊急性

行政刷新会議WGによる指摘を踏まえ、事業の効果検証を実施し、効果的な予算の執行を図る必要がある。

3. 事業内容

学識経験者、生衛業界関係者、消費者団体の関係者等からなる検討会を設置し、全国指導センターが実施する事業の効果検証を行う。

4. 経費の性質

（目）生活衛生関係営業対策事業費補助金（仮称）

（目細）生活衛生営業衛生確保・振興補助金（仮称） 364千円（ 0千円）

（補助先）財団法人全国生活衛生営業指導センター

（補助率）定額

（補助根拠）生衛法第63条第2項

5. 事業開始年度 平成23年度

6. 効果

事業の効果検証を実施することにより、より効果的に事業が実施され、生衛業の振興が図られる。

都道府県生活衛生営業指導センター事業費 198,741千円(0千円)

相談指導事業費 98,818千円(0千円)

1. 要求要旨

経営指導員等が生衛業者に対して経営上必要な融資、税務、労務管理等の相談・指導を行うとともに、消費者の苦情等に関する相談処理業務を行うために必要な経費である。

近年の厳しい経済情勢により、中小零細企業が多数を占める生衛業は厳しい経営状況にあり、また、生活関係営業経営改善資金特別貸付制度の事故率改善が求められていることから、経営指導員等の資質の向上を図るとともに、都道府県生活衛生営業指導センターによる相談指導の実施体制の充実を図るものである。

2. 緊急性

経営指導員等による経営等に関する相談指導を実施することにより、生衛業の経営の健全化等を通じて、衛生水準の維持向上及び消費者・利用者の擁護を図る必要がある。

3. 事業内容

- (1) 都道府県生活衛生営業指導センターにおいて経営指導員による相談・指導の実施。
さらに、現下の厳しい情勢のもと経営悪化等に伴う支援を強化する必要があることから、中小企業診断士等外部の専門家も有効に活用して経営の多角化・事業転換といった再生支援や新たに事業を始めようとする者や始めて間もない者に対する新規開業の支援等に関する相談指導なども含め総合的な相談指導等を実施。
- (2) 保健所の会議室等を利用し、経営指導員、経営特別相談員及び中小企業診断士等による相談・指導の実施。
- (3) 営業所等を巡回し、経営指導員、経営特別相談員による相談・指導の実施。
- (4) 経営指導員、経営特別相談員だけではなく日本政策金融公庫等関係機関も含めた形で相談内容の傾向や対応困難な事例等について情報交換し、重点的に対応すべき点を明らかにするとともに、中小企業診断士等の専門家を招いて研修を実施し、経営指導員、経営特別相談員の能力の向上を図るために、相談支援連絡協議会を開催。

4. 経費の性質

(目) 生活衛生関係営業対策事業費補助金(仮称)

(目細) 生活衛生営業衛生確保・振興指導補助金(仮称) 98,818千円(0千円)

(補助先) 都道府県(都道府県生活衛生営業指導センター)

(補助率) 1/2

(補助根拠) 生衛法第63条第1項

5. 事業開始年度 平成23年度～

6. 効果

- (1) 生衛業の経営の安定化及び健全化並びに衛生水準の維持向上
- (2) 消費者及び利用者の利益の擁護
- (3) 相談指導体制の充実・強化

1. 要求要旨

大企業等の事業進出計画等を的確に把握し、紛争の解決を図るための相談指導事業を行うとともに、当事者間の自主的な事業活動調整の促進及び分野調整全般についての調査検討を行うために必要な経費である。

2. 緊急性

近年の社会経済情勢の変化等による大企業の進出等に伴い、各地で地元生衛業者と進出企業間の紛争が多発しており、円滑な調整を行う必要がある。

3. 事業内容

規模が異なる同種の業種間で発生する利害紛争を調整するための協議会を設置し、分野調整指導員及び事業活動調整員により、相談、あっせん、調停等当事者間の自主解決の促進や地域の生衛業の事業活動等の状況について必要な情報の収集等を行う。

4. 経費の性質

(目) 生活衛生関係営業対策事業費補助金(仮称)

(目細) 生活衛生営業衛生確保・振興指導補助金(仮称) 1,633千円(0千円)

(補助先) 都道府県(都道府県生活衛生営業指導センター)

(補助率) 1/2

(補助根拠) 生衛法第63条第1項

5. 事業開始年度 平成23年度～

6. 効果

- (1) 大企業等との紛争の解決
- (2) 生衛業の健全かつ安定的発展
- (3) 衛生水準の維持向上

1. 要求要旨

高度化・多様化した消費者の需要に対応するためには、計数等正確なデータに基づく経営相談・指導が不可欠であるため、これまで全国生活衛生営業指導センター及び都道府県生活衛生営業指導センターで蓄積した融資関係、統計関係等の情報を相互に利用できるネットワークシステムを運営し、適切かつ迅速に営業者に情報提供するために必要な経費である。

2. 緊急性

近年の社会経済状況の激しい変化の中で、情報の迅速な把握、分析等が経営の成否を決定するケースが増大しつつあることから、情報収集・提供システムの早急な整備が必要となる。

3. 事業内容

ネットワークシステムを効果的に運用するための融資関係、統計資料、相談事例等の各種情報を蓄積するとともに、全国センターとのネットワーク化に必要な保守・管理を行う。

4. 経費の性質

(目) 生活衛生関係営業対策事業費補助金 (仮称)

(目細) 生活衛生営業衛生確保・振興指導補助金 (仮称) 10,987千円(0千円)

(補助先) 都道府県 (都道府県生活衛生営業指導センター)

(補助率) 1 / 2

(補助根拠) 生衛法第63条第1項

5. 事業開始年度 平成23年度～

6. 効果

(1) 経営相談指導の充実・強化

(2) 生衛業者又は利用者・消費者に対する正確かつ迅速な情報の提供

1. 要求要旨

平成18年度に生活衛生同業組合の今後のあり方を検討するため各組合等に対する意識調査を実施したが、67.7%が組合員の高齢化、後継者難を喫緊の課題として上げている。また、平成19年5月に閣議決定された「経済成長戦略大綱」においても教育の質の向上及び社会人としての基礎的な能力の養成・強化を図るなどが求められており、企業と連携した実践的なインターンシップが掲げられている。さらに、平成21年8月にまとめられた「今後の生活衛生関係営業の振興に関する検討会中間報告」にも、後継者確保に苦慮する業界への支援の充実が盛り込まれている。

このため、生衛業にインターンシップ制度を導入し、雇用吸収力の高い生衛業分野の活性化を図るとともに、若年者の就労能力の修得・勤労観・職業観の育成に資することで、生衛業が直面している後継者の課題を緩和するものである。

2. 緊急性

「基本方針2007」において、経済成長を持続させ、生活の質を高くしていくことが、今後の日本経済の最も重要な課題であると位置づけられていることから、中小零細企業である生衛業の経営効率化等に関しても、直面している後継者の育成、経営の効率化等の問題を改善することが必要となっている。

3. 事業内容

都道府県生活衛生営業指導センター、地元自治体、教育関係機関、生衛業組合、職業安定所等で構成する協議会を組織し、生衛業の体験学習カリキュラム及び受入体制を検討し、都道府県生活衛生営業指導センターが教育関係機関の協力のもと、生衛業組合と連携しつつ学生等若者の募集を行い事業を実施する。また、体験学習終了後には都道府県生活衛生営業指導センターにより制度の効果について検証する。

4. 経費の性質

(目) 生活衛生関係営業対策事業費補助金(仮称)

(目細) 生活衛生営業衛生確保・振興指導補助金(仮称)

46,154千円(0千円)

(補助先) 都道府県(都道府県生活衛生営業指導センター)

(補助率) 10/10

(補助根拠) 生衛法第63条第1項

5. 事業開始年度 平成23年度～

6. 効果

(1) 生衛業の後継者確保

(2) 生衛業の活性化

1. 要求要旨

生衛業は地域に密着した営業形態であることから、都道府県指導センターにおいては、各業種の特長や地域の実情を踏まえつつ、地域社会との共存や福祉の増進など社会的要請に応える形で生衛業の振興を図る方策として、公衆浴場を活用した健康づくりに関する場の提供、受動喫煙対策に取り組む飲食店等への支援、高齢者や障害者等に対して適切なサービスを提供するための介護の基礎知識等を習得するための講習会の開催など実施しており、これらの取組を促進するために必要な経費である。

また、日常生活に必要不可欠なサービス・商品を提供している生衛業において、衛生水準の確保は重要であることから、近年の新型インフルエンザ、レジオネラ症等感染症の発生に対応できる体制を整えることにより、生衛業における衛生水準の維持向上を図るために必要な経費である。

2. 緊急性

- (1) 高齢者や障害者が円滑に生衛業を利用するためには、ハード面のバリアフリー化だけでなく、サービス提供が適切に行える人材を育成することが必要である。
- (2) 生衛業の衛生水準を確保するため、近年新たに発生する感染症に対する体制整備を早急に図る必要がある。

3. 事業内容

- (1) 地域社会との共存や福祉の増進など社会的要請に応える形で生衛業の振興を図ることを目的とする事業の実施。
- (2) 新型インフルエンザなどの感染症拡大防止策について検討し、事業者に対して普及啓発を行い、衛生水準の維持向上を図る。

4. 経費の性質

(目) 生活衛生関係営業対策事業費補助金（仮称）

(目細) 生活衛生営業衛生確保・振興指導補助金（仮称）

23,500千円（0千円）

(補助先) 都道府県（都道府県生活衛生営業指導センター）

(補助率) 1/2

(補助根拠) 生衛法第63条第1項

5. 事業開始年度 平成23年度～

6. 効果

- (1) 生衛業のサービスの向上
- (2) 国民の健康増進及び福祉の促進
- (3) 衛生水準の維持向上

1. 要求要旨

消費者・利用者からの苦情処理も、都道府県指導センターの業務内容として生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に定められているところであるが、都道府県指導センターの認知度の低さから苦情相談はほとんど寄せられていない状況である。

苦情はサービスの質を高めるために重要な要素であり、特に生衛業は国民生活に密着したサービス・商品を提供するものであることから、消費者・利用者からの苦情相談及び営業者からの消費者・利用者への対応についての相談に適切に対応できる体制整備を図り、消費者・利用者が安心して生衛業のサービスを利用できる環境を整備し、サービスの質の向上に寄与することを目的とする。

2. 緊急性

国民生活の向上、地域の活性化を図る観点から、生衛業の振興を早急に図る必要がある。

3. 事業内容

学識経験者、生衛業界関係者、消費者団体の関係者等からなる検討会を設置し、生衛業に関する苦情を収集・分析し、消費者・利用者からの苦情相談及び営業者からの消費者・利用者への対応についての相談に適切に対応できる体制の整備について検討を行う。

4. 経費の性質

(目) 生活衛生関係営業対策事業費補助金（仮称）

(目細) 生活衛生営業衛生確保・振興指導補助金（仮称） 9,095千円(0千円)

(補助先) 都道府県（都道府県生活衛生営業指導センター）

(補助率) 1/2

(補助根拠) 生衛法第63条第1項

5. 事業開始年度 平成23年度～

6. 効果

サービスの充実・拡大等により経営の健全化を図り、国民生活の向上に寄与する。

効果検証等調査費（仮称）

8,554千円（ 0千円）

1. 要求要旨

平成22年6月に実施された行政事業レビュー公開プロセスにおいて、事業についての実態把握が不十分であるとの評価結果を踏まえ、22年度中に策定する個々の事業ごとに目的の達成度合いを測定するための評価指標により事業評価を実施し、より効果的な事業の実施を図る。

2. 緊急性

行政事業レビュー公開プロセスによる指摘を踏まえ、事業の効果検証を実施し、効果的な予算の執行を図る必要がある。

3. 事業内容

学識経験者、生衛業界関係者、消費者団体の関係者等からなる検討会を設置し、都道府県指導センターが実施する事業の効果検証を行う。

4. 経費の性質

（目）生活衛生関係営業対策事業費補助金（仮称）

（目細）生活衛生営業衛生確保・振興指導補助金（仮称） 8,554千円（ 0千円）

（補助先）都道府県（都道府県生活衛生営業指導センター）

（補助率）1／2

（補助根拠）生衛法第63条第1項

5. 事業開始年度 平成23年度～

6. 効果

事業の効果検証を実施することにより、より効果的に事業が実施され、生衛業の振興が図られる。